○平成16年の不動産登記法改正では、不動産登記制度に関し、 どのような改正がされたのですか?

(情報番号1319 全1頁)

主な改正点は、次のとおりです。

- ア これまでの書面申請に加えて、オンライン申請を導入しました(注)。
- イ 書面申請について、出頭主義を廃止しました。
- ウ 登記済証に代わる本人確認手段として、登記識別情報の制度を導入しました。
- エ 保証書の制度を廃止し、事前通知制度を強化するとともに、資格者代理人による本人確認情報の提供制度を導入しました。
- オ 登記原因証明情報の提供を必要的なものとしました。
- カ 地図等を電磁的記録に記録することができる制度としました。
- キ 法文のすべてを現代語化しました。
- (注) 平成17年3月に、さいたま地方法務局上尾出張所が最初のオンライン庁と して指定され、その後、平成20年7月をもって全ての登記所がオンライン庁 に指定されています。